

# 農業用の危険物貯蔵タンクについて

## 1 届出の範囲

灯油・軽油で 200ℓ以上 1000ℓ未満、重油で 400ℓ以上 2000ℓ未満を貯蔵し又は取り扱う場合は消防本部への届出が必要です。変更又は廃止するときも同様です。

※ 上記以上の数量を貯蔵し又は取り扱う場合は**許可**が必要となります。

## 2 必要な書類

- ① 少量危険物貯蔵、取扱い届出書
- ② 付近見取図
- ③ 配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板等図示）
- ④ タンク図面・設備構造図
- ⑤ タンク検査済証の写し 等

## 3 主な設置基準

- ① タンクの固定 アンカーボルト又は支柱の埋め込み等で基礎に固定し、地震や台風で転倒しないようにする。
- ② 防油堤 危険物が浸透しない構造とする。容量は、タンク容量の 100%以上とする。床面に適当な傾斜をつけ、溜めますを設ける。
- ③ 配管 鋼製その他の金属管又は油種に適応した樹脂配管とする。（塩化ビニール管は認められません。）タンク結合部には緩衝管（フレキシブル管）を使用する。
- ④ 標識・掲示板 30 cm以上×60 cm以上の「少量危険物貯蔵取扱場」、「危険物の類・品名・最大数量」の標識・掲示板及び 25 cm以上×50 cm以上の「火気厳禁」の掲示板を設ける。
- ⑤ 消火設備 貯蔵タンクの近くで取り出しやすい場所に消火器を設置する。

